

(資料2-1)

# 伊藤議員提出資料

平成19年5月11日

## どのようにして外国人労働者を受け入れるべきか

伊藤隆敏

(東京大学大学院経済学研究科教授、経済財政諮問会議議員)

2007年5月11日

### 要旨

- (1) {**経済学的な理由**} 日本経済の活性化、今後の少子高齢化のなかで成長力を持続するためには、受入れ体制を整備しつつ、有能な外国人労働者を需要と供給に応じて積極的に受け入れることが重要である。
- (2) {**政治安全保障上の理由**} アジアを中心とする世界のなかで、日本が政治経済的に安全保障を確立するためには、交流を深め親日、知日の外国人を増加させるとともに、国際的に活躍できる日本人を多く育てることが重要である。外国人労働者が気持ちよく働き、まわりの日本人がこのような外国人を接することは、重要である。
- (3) {**外国人労働者の増加は事実上すでに進行**} 外国人労働者は、正式の就労ビザを取得している労働者以外にも、研修生、留学生の形をとりながら確実に増加してきている。形式上、かたくなに外国人労働者の受け入れ拒否を続けることは、目的外就労や不法滞在を増加させるだけ。議論は、「受け入れるべきか否か」ではなく、「どのような制度で受け入れるべきか」にシフトすべき。
- (4) {**外国人による犯罪の増加は防止すべし**} 外国人による犯罪は、被害者の個人的な損失であるばかりではなく、外国人に対する偏見につながりかねない社会的な損失である。犯罪を犯すような外国人が発生しないような制度設計が必要である。
- (5) {**提言 (1)**} 就労可能な入国資格・職種の大幅な拡大
- (6) {**提言 (2)**} 資格(拡大された資格・職種)を持ち、一定レベル以上の日本語を習得した外国人には、雇用の引受け企業・機関があれば、日本での就労を可能にする。
- (7) {**提言 (3)**} 外国人子弟の日本語教育を、義務教育の教育課程にとらわれずに行う。
- (8) {**提言 (4)**} 不法滞在・不法就労のチェックを厳格に行う。入管制度と外国人就労管理を一体化する。不法就労者を雇う雇い主には罰則。
- (9) {**提言 (5)**} 留学生・就学生の第一年次のアルバイトを禁止する。第一年次は学習に専念すべきである。仕事目的の隠れ留学生・就学生を排除する。

留学生・就学生について。

留学ビザ、及び就学ビザで日本に滞在する外国人が在学したまま就労（アルバイト）をする場合には、資格外活動許可を入国管理事務所に対して申請し、許可を受ける必要がある。（「出入国管理及び難民認定法」）

その場合、可能な活動は下記の通り。（「当局による指導」）

○留学生（専ら聴講による研究生又は聴講生を除く）

1週について28時間以内（教育機関の長期休業期間にあつては、1日につき8時間以内）の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動

○専ら聴講による研究生又は聴講生

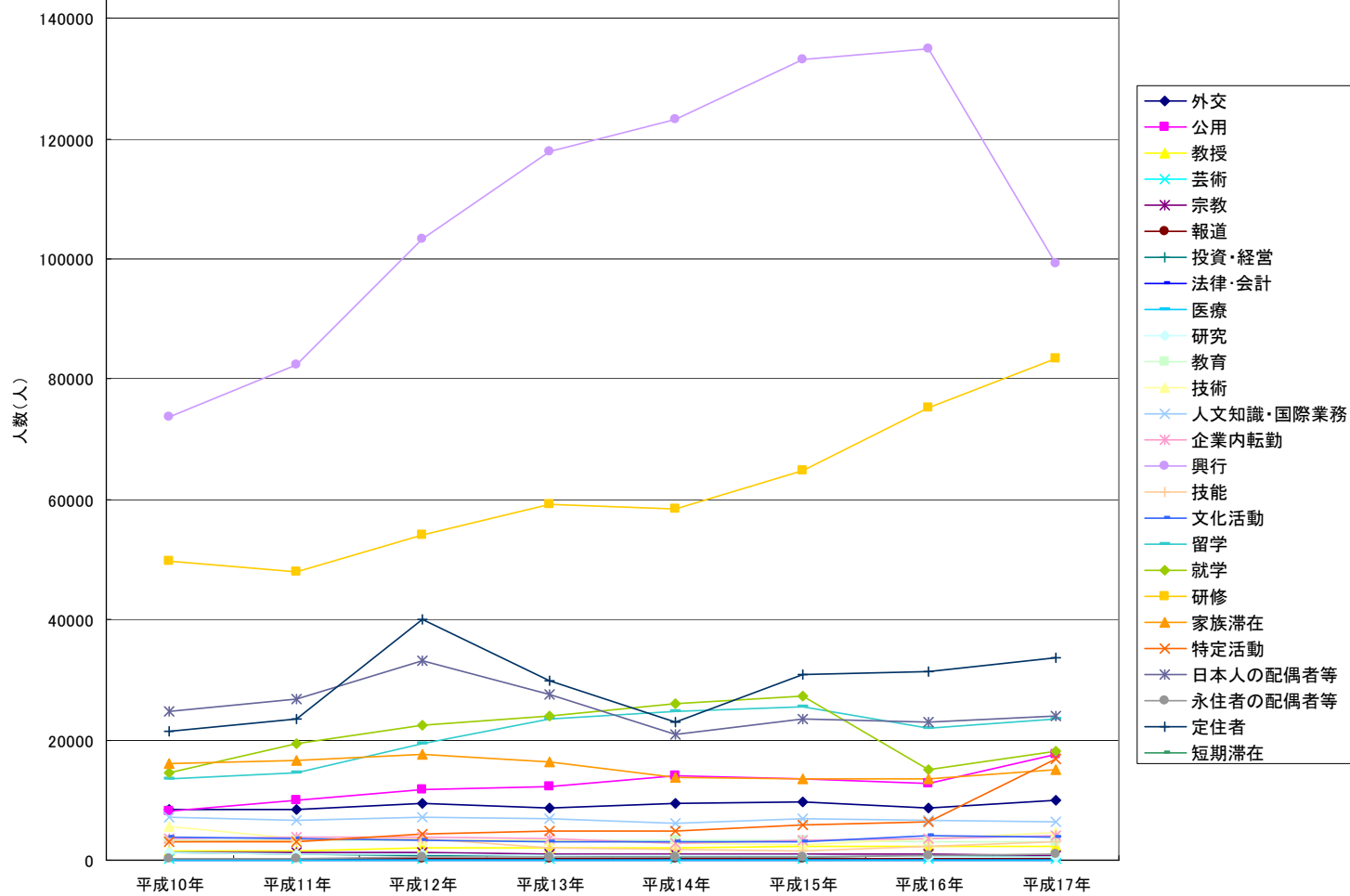
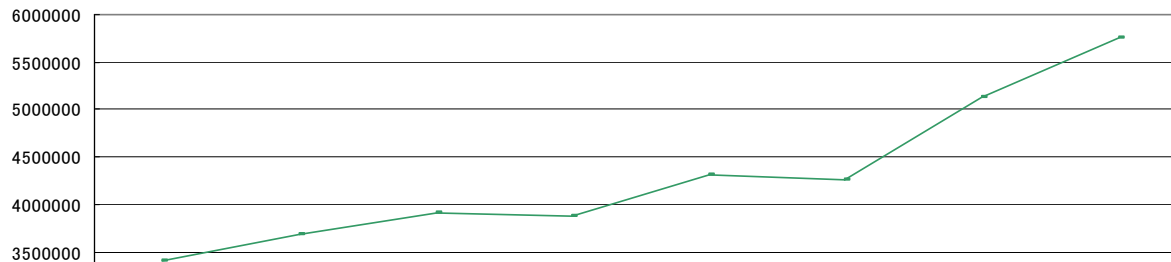
1週について14時間以内（教育機関の長期休業期間にあつては、1日につき8時間以内）の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動

○就学生

1日について4時間以内の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動

就業にあたっては資格外活動許可証を契約時に雇用主に提示することになっており、違反した場合は最悪の場合国外退去を求められるが、一度、雇用契約が結ばれた後のルールの遵守（就業時間が制限時間内で守られているか等）については、雇用主、留学生、就学生のモラルに依存しており、違反に対する有効な取り締まりの手だてはないのが現状。

### 新規入国者の推移



新規入国者数の推移(短期滞在者のデータなし)

